

[登録免許税法第2条別表第一（産業財産権関連の抜粋）]

特許登録の区分	課税標準	税率
十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常実施権の登録を除く。）		
<p>(一) 特許権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(二) 専用実施権（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）又は通常実施権（仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）</p> <p>(三) 特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録</p> <p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までの登録に該当するものを除く）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>特許権の件数 特許権の件数 専用実施権又は通常実施権の件数</p> <p>債権金額</p> <p>特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という）の件数 特許権等の件数</p> <p>債権金額 特許権等の件数 特許権等の件数</p> <p>特許権等の件数</p>	<p>1件3,000円 1件15,000円 1件15,000円</p> <p>1,000分の4</p> <p>1件1,500円 1件3,000円</p> <p>1,000分の2 1件3,000円 1件1,000円</p> <p>1件1,000円</p>
十四 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含み、特定通常実施権の登録を除く。）		
<p>(一) 実用新案権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録</p> <p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までの登録に該当するものを除く）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>実用新案権の件数 実用新案権の件数 専用実施権又は通常実施権の件数</p> <p>債権金額</p> <p>実用新案権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「実用新案権等」という）の件数 実用新案権等の件数</p> <p>債権金額 実用新案権等の件数 実用新案権等の件数</p> <p>実用新案権等の件数</p>	<p>1件3,000円 1件9,000円 1件9,000円</p> <p>1,000分の4</p> <p>1件1,500円 1件3,000円</p> <p>1,000分の2 1件3,000円 1件1,000円</p> <p>1件1,000円</p>
十四の二 特定通常実施権の登録		
<p>(一) 特定通常実施権（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第2条第27項（定義）に規定す</p>	<p>登録件数</p>	<p>1件150,000円</p>

る特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。)の設定の登録		
(二) 特定通常実施権の移転の登録		
イ 法人の合併による移転の登録	登録件数	1件15,000円
ロ その他の原因による移転の登録	登録件数	1件30,000円
(三) (一)に掲げる登録の存続期間を延長する登録	登録件数	1件75,000円
(四) 特定通常実施権の処分の制限の登録	債権金額	1,000分の4
(五) (一)から(四)まで、(六)及び(七)に掲げる登録以外の登録	登録件数	1件10,000円
(六) 登録の更正その他の政令で定める登録	登録件数	1件1,000円
(七) 登録の抹消	登録件数	1件1,000円

十五 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む）

(一) 意匠権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数	1件3,000円
ロ その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	1件9,000円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	1件9,000円
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000分の4
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「意匠権等」という）の件数	1件1,500円
ロ その他の原因による移転の登録	意匠権等の件数	1件3,000円
(五) 信託の登録		
イ 質権の信託の登録	債権金額	1,000分の2
ロ 質権以外の権利の信託の登録	意匠権等の件数	1件3,000円
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く）	意匠権等の件数	1件1,000円
(七) 登録の抹消	意匠権等の件数	1件1,000円

十六 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

(一) 商標権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	1件3,000円
ロ その他の原因による移転の登録	商標権の件数	1件30,000円
(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常使用権の件数	1件30,000円
(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000分の4
(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	商標権、専用使用権又は通常使用権（以下この号において「商標権等」という）の件数	1件3,000円
ロ その他の原因による移転の登録	商標権等の件数	1件9,000円
(五) 信託の登録		
イ 質権の信託の登録	債権金額	1,000分の2
ロ 質権以外の権利の信託の登録	商標権等の件数	1件9,000円
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く）	商標権等の件数	1件1,000円
(七) 登録の抹消	商標権等の件数	1件1,000円